

東京における都市計画道路の整備方針について

1 概要

東京都、特別区及び 26 市 2 町は、都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、優先的に整備すべき路線を定めた「都市計画道路の整備方針（事業化計画）」を過去 4 回にわたり策定し、事業の推進に努めてきた。

「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の計画期間が令和 7 年度までとなっていることや、激化する国際競争、気候危機の深刻化などの社会情勢の変化を踏まえるとともに、東京が目指すべき将来像を実現するため、東京都、特別区及び 26 市 2 町は協働で検討し、令和 8 年 3 月に「東京における都市計画道路の整備方針」が策定された。

2 整備方針に定める基本的事項

道路整備の基本理念及び基本目標の実現に向け、未着手の都市計画道路を対象に「優先整備路線」、「廃止候補路線」等の選定を行った。

また、計画期間は、2050 年代の東京の姿を見据えるとともに、事業の長期化等を考慮し、令和 8 年度から令和 22 年度までの 15 年間と定めた。

3 江東区内の選定路線

（1）優先整備路線

【都-7】 放射 31 号線（新大橋通り）

放射 32 号線付近～補助 115

【都-8】 放射 32 号線（四ツ目通り）

東陽七丁目～毛利一丁目

【都-42】 補助 144 号線

放射 16～国道 357

【区-9】 補助 199 号線（越中島通り）

補助 200 付近（浜園橋付近）

【区-10】 補助 199 号線（越中島通り）

環状 3 支線 2 付近（蛤橋付近）



図 1：優先整備路線位置図（概要版 P. 14 参照）

(2) 廃止候補路線

【廃-7】 環状3号線支線4

辰巳二丁目（辰巳の森公園前交差点）

～東京湾環状線



図2：廃止候補路線位置図（概要版P.26参照）